

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス・活動A
「いきいき買い物（生きがい）リハビリ事業」における
優先交渉権者選考方法

1 基本事項

優先交渉権者の選考については、技術点を指標とする。

技術点とは、別紙「優先交渉権者審査基準」に基づき、委託事業者選定委員会において書類審査を行い、後述の「4 技術点の算出方法」に定める採点方法により算出した点数とする。

技術点が最も高い者に決定する。

なお、次の条件を満たすことを選考の前提とする。

【前提条件】

- ・本事業の仕様を満たしていること。
- ・各選定委員の技術点の平均が本市の求める最低限の水準（60点以上）に達していること。

2 技術点が同点の場合の決定方法

最高得点者が2者以上であった場合（1者を決定）、くじ引きにより決定する。

3 評価点

各選定委員による各評価項目の採点は、以下の0～5点の6段階とする。

評価	評価基準
5	創意・工夫があり、特に効果的で優れた内容である。
4	創意・工夫がある。
3	平均的な内容である。
2	指定した記述項目は網羅されているが、内容が乏しい。
1	指定した記述項目は網羅されているが、内容が著しく乏しい。
0	指定した記述項目が網羅されていない、又は不適切な内容である。

4 技術点の採点方法

各評価項目の採点にあたっては、「3 評価点」による6段階の採点を行い、各項目の評価点を決定後、以下の算出方法の計算式により技術点を算出する。

技術点の算出方法

技術点＝（評価点／5点）×各評価項目の配点
⇒上記計算を各項目でそれぞれ算出し、その合計を技術点とする。